

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2018年9月18日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

住 所 兵庫県姫路市下手野1-3-1
名 称 グローリー株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 尾上 広和

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4.に掲げる法令の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動の目標

（1）事業目標の要約

インターネットとスマートフォンの普及に伴い、何時でも何処でも気軽にゲームをPLAYできるようになり、スマートフォンゲームはひとつの市場を形成するまでになっている。

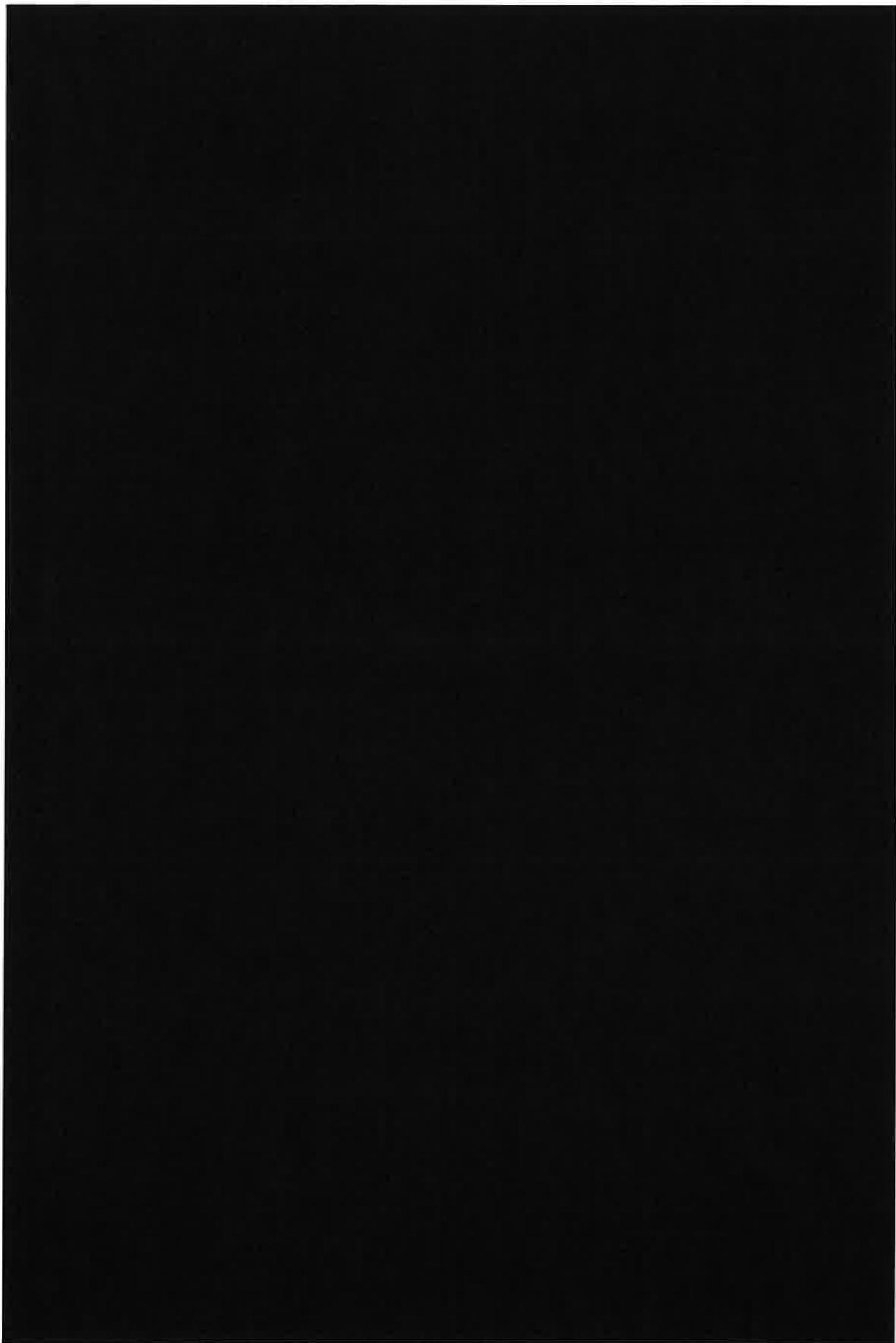
更に、IoT（Internet of Things）の登場により、今までアミューズメント施設に行かないと遊べなかったクレーンゲームがインターネットとスマートフォンがあれば、何時でも何処でも遊べるようになる等、エンターテインメント市場は、技術の進化にあわせて更なる発展を遂げている。

当社は、産業用機器の企画、開発、製造を一貫で行える体制を持ち、ネットワークシステムにも明るいことから、早くからIoTを用いたエンターテインメント・サービスを検討しており、特に、アミューズメント施設で遊ばれている機器、中でも、遊戯台（※）に着目していた。

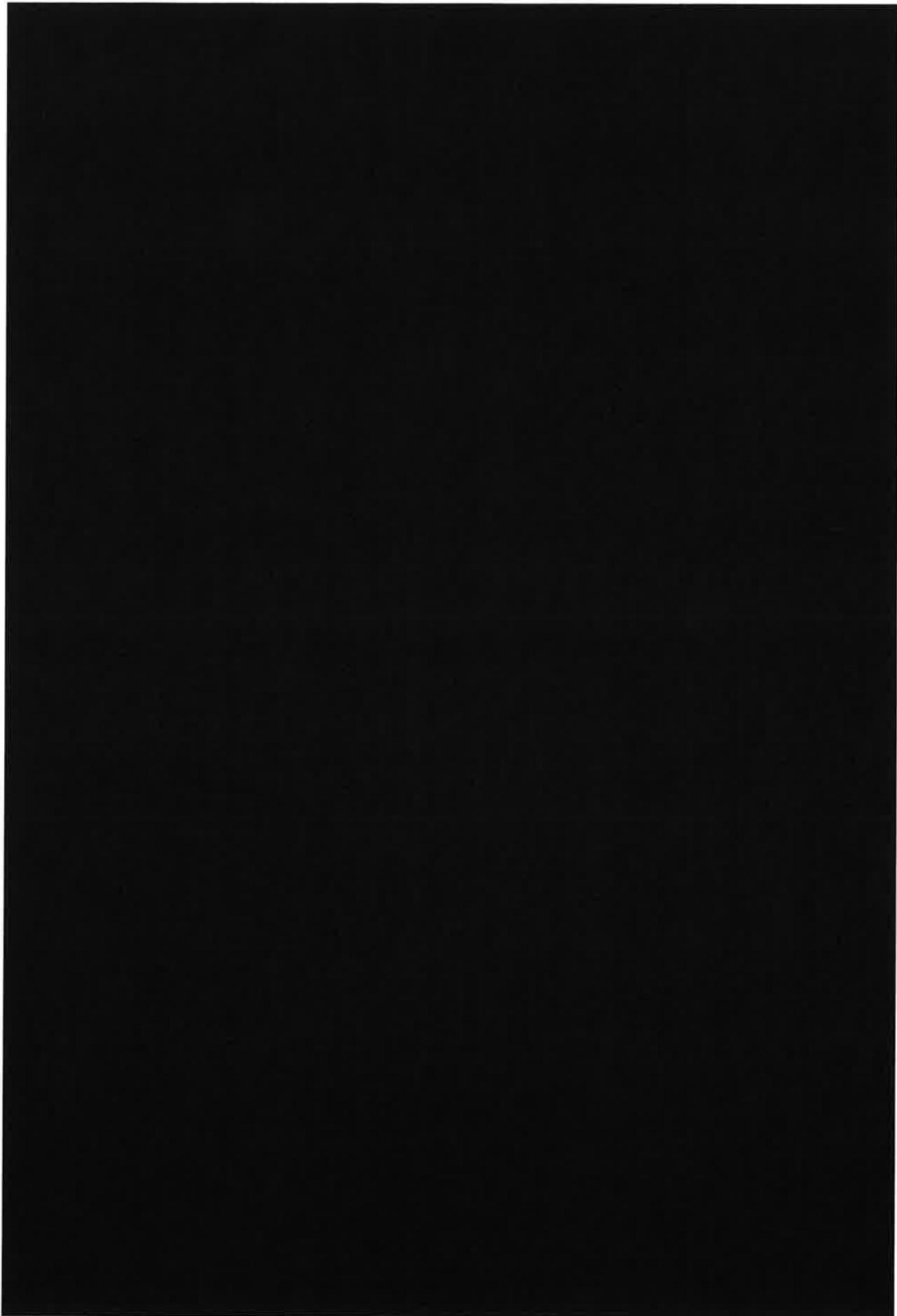
娯楽の多様化が進む中、遊戯台が遊べるアミューズメント施設は年々減少しており、プレイヤーは、遊びたくても遊べない市場環境となってきているが、一方で、遊戯台は演出や人気コンテンツの搭載など、スマートフォンゲームに負けないエンターテインメント性を有する進化を遂げている。

このような状況を踏まえ、当社は、従来にない新しいエンターテインメント・サービスとして「インターネットを介して実機の遊戯台をプレイできるサービス」の事業化を図るものである。

※本申請書における「遊戯台」とは、アミューズメント施設（ゲームセンターやショッピングセンターなど）に設置されている転用機（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という）第二条第一項第四号で利用される、ぱちんこ機、回胴式遊技機を風営法第二条第一項第五号営業用へ適切に改造したもの）を指します。







2. 新事業活動

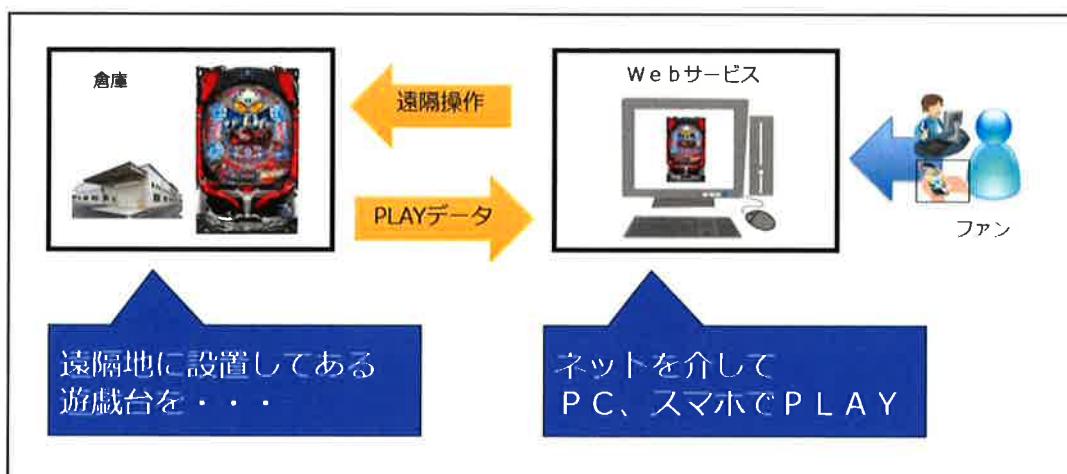
(1) 事業実施主体

一企業として、インターネットを用いて遊戯台を制御可能とする機器の開発、製造を行い、遊戯台を手配したうえで、ユーザー向けのサービスを行う

(2) 事業概要

①サービス概要

遊戯客が保有するPCやスマートフォンから、インターネット経由で実機の遊戯台を遊戯するサービスです



- ・オンラインゲーム同様、24時間365日のサービス提供を行います
- ・インターネットサービスであることから、日本国内に限定しません

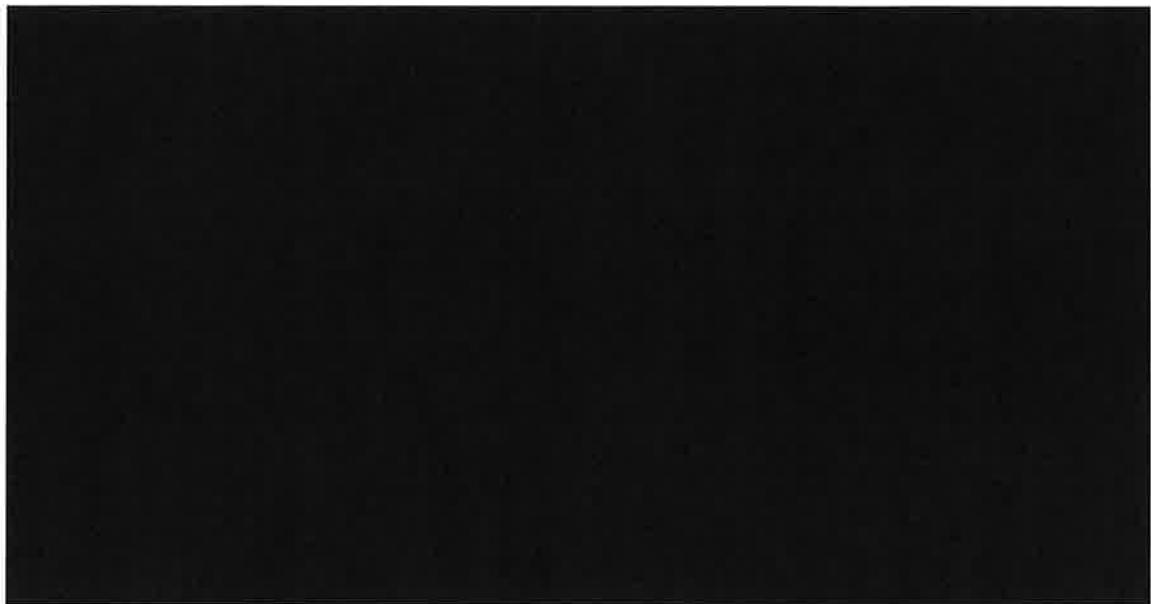
②遊戯台の設置場所

- ・遊戯台は倉庫に設置し、客が立ち入りできないような構造とします
- ・倉庫は周辺環境への配慮を考慮した立地とします
なお、遊戯台は音が出ないようになっています
- ・当初は倉庫一ヶ所で展開しますが、将来的には複数の倉庫を準備します

③遊戯台の手配

遊戯台はアミューズメント施設に設置する時と同じ運用で行い、転用機への改造を適

切に行います



④サービス利用

- (ア) 利用者は、P C やスマートフォンを利用して、本事業を行っているW e b サイトへアクセスし、P L A Y したい機種を選択します
- (イ) 遊戯台は無料／有料の何れかでP L A Y 可能とし、有料の場合は、ネット上で的一般的な課金方法を利用して利用者から料金を徴収します
- (ウ) 利用者はメダルを購入する形ではなく、P L A Y 時間を購入する形式とし、購入した時間内でP L A Y 可能とします

⑤遊戯結果に応じたサービス

本事業は、遊戯の結果に応じて賞品（最終的に金銭価値に変換可能なポイントなどを付与する行為を含む）を提供しません

(3) 新事業活動を実施する場所

国内に所在する倉庫

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

事業スケジュール

2018年 下期 グレーディング解消制度の申請結果を受けて事業開始

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令等の条項

・風営法第二条第一項第五号

「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるも

のに限る。) を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

5. 具体的な確認事項

本事業は、遊戯台を設置している倉庫内に客を立ち入らせないことから、風営法第二条第一項第五号の営業にあたらないことを確認したい

6. その他

- ・本事業で利用する遊戯台が不法投棄に繋がらないように管理します
- ・遊戯台の版権処理は適切に行います

以上